

文のしおり

関西大学所蔵

## 萩原広道の消息（その五）

関西大学図書館 手紙を読む会

### 一、はじめに

この消息は、「関西大学図書館フォーラム」第6～9号（2001～2004）に掲載した第一～十八消息の続きにあたり、今回は第十九～二十七消息を翻刻した。これで消息本文の翻刻は一応終了するが、なお引き続き人名、及び書名索引の作成を考えたい。

関西大学図書館手紙を読む会のメンバーは、以下の通りである。

森川 彰（助言者）、大國克子、池尻孝子、大塚千歳、長谷草子、  
八尾奈緒美、瓢野由美子、中川敏子、田中純子、鵜飼香織

### 二、翻刻

翻刻については、次の要領に従った。

- ・漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- ・仮名は、原則として片仮名及び平仮名を用い、変体仮名は平仮名に改めた。
- ・真仮名及び仮名の合体字のうち、次のものはそのままにした。  
而(て) 之(の) 分(より) 比(とも)
- ・踊り字はそのままにした。
- ・本文には読点を施した。
- ・本文の字数、行数は原形に従った。
- ・朱筆を用いた箇所は、「〔朱〕」と付した。
- ・□は判読不能を示す。
- ・追而書は二字下げとした。



〔第十九消息の頭首部分〕



〔第二十七消息の末尾部分〕

〔第十九消息（安政元年十一月廿三日）一五・九×一六一種

（端裏書）萩原 静雄身上ノコトアリ（他筆）

（123）去月廿九日、本月十日之玉翰共、二昨廿二日朝夕

兩度ニ相達、夫々辱拜見仕候、甚寒之節御坐候

処、御全家御揃御壮栄被為在候条、欣慶

之至奉大賀候、随而幣家無異御子息様ニも

御別条無御坐候、乍憚御消念可被下候、当所地震

之事御尋被下、嗚御心配と存候而、先日短書一通

早々さし出置申候、定而御披見被下候義と奉存候、

錦地辺も大震ニ御坐候処、先々御別義無御坐候段

御示被下、大慶ニ奉存候、惣体西国方ハ余ほど

静謐之様ニ承申候、併豊後府内辺ハ山崩れなど

いたし候由、如何之光景ニ御坐候哉、重便御示し

可被下候、尔来ハ当地もをりく少しッ、ハゆり候へ共、

先静り候体ニ御坐候、全体当所も地震ハさのミ

にも無之候処、高潮押込候而川筋船數百艘破損

いたし、死人多く有之候故、他国へハ仰山ニ聞え候事

と存られ候、官より死人御改候処、当地帳面二名前

有之分式百七十余人と聞え申候、此外ハ旅客或ハ

無宿者などにてよくも不分候へとも、死屍千余人ハ

有之との事也、流れて失果候も可有之、都合にても

船ハ千艘余之破碎と申候

千五百斗内外之事実説と聞定候、官より命

（124）有之船も、追々工夫ヲ以深ミへ引はり、大方ハ落着

いたし候由也、未見候故委しくハ不申上候、夜前大藤

高雅江戸より帰着対面承候処、東海道駿遠辺之

大荒ハ言語同断<sup>(マ)</sup>ニ御坐候、高雅四日ニ江戸出立、

品川ニて地震ニ逢候後、追々宿々破壊、津波押し上り

などいたし候故、小田原ニて四日逗留其後罷歸候よし、

道中大方ハ野宿、人足不立合宿々不残倒れ

或ハ火事有之、全く家少し有之候ハ三四駅之由、

道中一日之入用十人斗ニて三四両ツ、かゝり、こまり候よし也

駿府沼津共ニ城陥落、奇代之珍事と聞え候□、

伊豆ハ地震よりも高浪烈敷、下田応接之日ニ候処

此方御陣屋過半浪ニとられ、小田原堅メ之人数も

大分浪ニ没し候由、異船ハ少々破壊候へとも無別条

にて、はし船ニて人を救ひなといたし候由、此方之

御役人ハからくして山へ逃上り、助命との事也、

其外伊勢路津浪地震烈敷、志州鳥羽城下過半

(125) なかれ、紀州熊野大あれ、家一軒も無之処数村

有之、阿波しゝくひなど申浦々三ヶ村不残流失、

小島之家々洗ふかことく流れ候よし、土左ハ未承候

へとも、いつれ同断なるへし、中国も備前備中迄は

大分破壊所有之、播磨赤穂之城破壊、其外とも

大そうのいたみと聞え申候、紀若山も大浪震ともニ

長沢大門崩れ候よし也

甚しきよし、大坂よりハ烈敷聞え候、只京師ハ

小震安然、是のミ奉賀候斗也、年号改元も有之、

此廿七日頃御触出しと聞え申候、文長、安政二ツの中と

聞え候、是もたしかに聞及申候、猶色々御坐候へとも

逆も筆紙ニ尽しかたく候間、省略仕候、さてもく

大変、此末如何可相成哉と安キ心も無之候、併

先御互ニ無難安穩、祝着之至ニ御坐候、御子息様

御事御配意御尤ニ候、少しも異変無之候間御安意

可被成候、上司、与助共ニ無難、与介主人ハ家潰れ

かけ候故地震中ニ宿かへいたし、却而よろしき

所へ参り居申候、拙家光景ハ何もさしてかハリ候事も

無之、近所中いつれも大道中へ小屋ヲかけ出候へ共、

拙家ハ当夏少々無用ニ広き所へ出かけ候故、前栽甚

ひろく、大震の節飛出候斗ニて、他家よりハ大ニ

安楽ニて相済申候、御安心可被下候、○江戸ハさして

大震ニも無之趣、少々火事有之斗と聞え申候、東北

国之噂ハ未実説承不申候、

○御子息様御事委曲ニ被仰下夫々承知仕候、先便

申上候通之次第故、何一ツも得御伝へ不申候、日々御退屈御

氣毒ニ奉存候、儒家へ御入門之事も先便申上候通故、

未見合居申候、併余り所業無御坐候故、上司へ頼

(126) 少々読書ニても被成候様申候而、兩三日昼後かしこへ

御出ニ御坐候、昨日御書中之趣ニてハ、又々儒家へとも

存候へとも、来月中頃よりハ諸稽古何方も止申候、

今少しの事ニ事々敷仕候ハんよりと存候而、右之通ニ

いたし上司ニて為済申候、左様御承知可被下候、

山口之高橋氏御代参ニ登り候節迄御預り申し

置候様、御附囑之趣委細承知仕候、いかにも其便

妙々と奉存候、野之口、六人部事承申候、是ハ無余義

申上候迄ニ御坐候、拙家ニて神代卷ニても御伝へ申候様

被仰下候へとも、中々左様之暇無御坐候事故、此義ハ

先見合申候、点なども直しなと致さねハ、やくニ立不申候、

白文ニて漢文よみニも不相成処も有之、甚むつかしき

事故、急ニハ如何とも無致方御坐候、此段御賢察可被下候、

何分ニも二六時中世わたりと応接と筆研と

遠方之状通と

著述と、四五人前之用事輻湊追立られのミ

いたし居候事故、初学之教授などハ少しも相成

不申候、万々御察し可被下候、夫故万事ハ荆妻へ

託し置申候、此一事きハめて御為ニ不相成事と

存候へとも、当時拙家之光景にてハ無詮方御坐候、此段

上司氏へハ見聞之趣委しく咄候而、相談致候事ニ御坐候、

追々御聞取可被下候、尚又高橋上坂候節委細ニ

可申上候、雑費之事杯被入御念被仰下、痛入申候、

別段ニ御構も不申候故、左様之御心配御無用ニ御坐候、

但し強て御心配も御坐候ハ、米を少し御越し可被下候、

(127) 浪人後ハ此物一ツニハ大二事ヲ欠、米屋より高

価之白米買入候ニ追立られ候一段、さしあたる

難義故不包申上候也、されと、それも格別ニ御構ひ被下候

にハ及び不申候、此段御用捨可被下候、御子息様

小遣等之事ハ何も入不申候、多く御越し被成てハ

甚御為ニわろき事ニ候間、御入用之品ハ此方にて

取替置、追而御算用可申候、生徒ニ金銀あるハ

甚忌物ニ御坐候、畢竟ハ難義を致候か学問之一ツにて、

後年之御為ニも宜しく候、衣ハ寒からねハよし、

食ハ飢ねハよしと定め置候てよき事と存候、此段

深く御考可被下候、夫故拙家御逗留中も畢竟

家内同然之番菜にて、小生之飲食付合之酒宴

など、ハ清く事を分ち置申候、是ハ無情之様ニ

候へとも如是いたし候事、已前より之仕来りなれハ御免

可被下候、○重胤へ雑費金壹兩御渡とか、其分

(128) にても可有之候、拙家へ御入來の節、錢壹貫文余

与介より受取申候、其外ハ佐伯様分御餞別とかにて

金式朱預り置申候、是等も悉皆愚妻へ託し

置候処、色々御入用有之よしにて御遣ひ、殊ニハ

机御入用とて御自身買て御帰候故、扨遣し候と

小生ハ少しも知らず 妻ヲ

申事ニ候、是皆甚わるき事故大二厳責いたし

候へとも、例之女之情にて、御預り物故渡遣候など、申候、

夫よりハ又々一層きひしく申付置候へとも、兎角

女之情ハさハならぬ所も有之候而、又してハ取出し候

よし、仍而大方みなニなり申候、一昨日上司見え候而、

右御小遣ひ様之事ハ同氏預り置、無用之費無之

やうニいたし可申との事ニ候故、其分ニ頼置候而

残錢五六百文相渡し置申候、此度又々四五百文

直ニ御越しとやら、是も小生手へ御預り申置度候

へとも、皆々上司へ託し置申候間、尔来ハ小遣之

件ハ上司へ御申入可被下候、此段宜奉希候也、

さて右御入用之筋ハ、御子息様委しく帳ニ御つけ

置被成候様、急度申置候、左様御承知可被下候、

小家御預り之分之事ハ、愚妻へ算用相委しく

書付候様申置候也、さて右之条々も御子息様へ、

觀面ニハ拙生よりハ何も不申候、是ハ少々意有る事ニ候、

左様御承知可被下候、幼年之人ハ、余リニ厳責

すれハ却而虚言多くなるものにて、大二わろき癖

おこる物ニ候故也、御察し可被下候、

○天満宮御神供之餅、御贈被下、忝拝戴仕候、併

御子息様御好物之由故、悉皆御渡し申置候、追々

頂戴可仕候、○辻確之助方へ御届物落手仕候、

同人方殊外便六ヶ敷所故、早崎方へ土左邸へ頼

(129) 明日遣し可申候、左様御承知可被下候、○小生

年賀之哥御集被下候由、奉多謝候、右ハ当春一会

盛ニいたし候つもり之処、世間すハラうしくなり、

今ニ其挙得いたし不申候、仍而来春ニ成候ても宜候

間、可然御頼申上候、○源氏之挙ハいかにも急卒ニ

御頼申上候、頃日上京いたし板木不残申付置候、

夫故一日も早く金入用ニ御坐候也、万々御察し可被下候、

○防府十景哥承知仕候、此節風邪ニて閉口仕居申候、

殊ニハ世間之騒ニて哥心も無御坐候故、重便ニ可差上候、

御猶余奉頼候、○鶴屋上坂兎角延引ニ相成候

よし、何卒早々上られ候様、御促し可被下候、且又

度々申ハきのとく故捨置候へとも、かの源氏之代

何卒速ニ登し呉られ候様、宜御促し可被下候、

諸方へ取ちらし候本代、兎角遠方ハ集りかね

大ニこまり入申候、鶴屋斗ならハさても不苦候へとも、

諸方ニてハ大分大金高二相成、当惑仕候事ニ御坐候、

文人ハかけ乞ニも出懸られず、万々苦心御察し

可被下候、且又秋田や一条も申迄ニハなく候へとも、

何卒速ニ手際よく被致候様ニと存候、是ハ早く

事を果し候へハ、跡追々ニ沢山ニ仕入も相成候事ニて、

畢竟繁昌之基此一举と存候故ニ御坐候、呉々宜

御示諭可被下候、直ニ申ハ皆々きのとくなる事故、

万事ハ老兄へ申上候也、夫故別辱もさし出し

不申候、能々御伝可被下候、○毎々愚妻へ御伝言

奉多謝候、申聞候所、尚又宜申上候様申出候、乍末筆

(130) 御内室様へ宜御伝声可被下候、御子息様事

さそく御案しと存、地震のさま今少し委しく

申上度候へとも、不能急筆候、少しも御案し無御坐候様、

能々御伝可被下候、余ハ後音万々可申上候、

草々不備

霜月廿三日灯下

広道

拝

鈴木先生

几下

尚々寒気折角御自愛奉折候、相応之御用

御坐候ハ、何ニよらず可被仰下候、何卒一度ハ罷下り度

存居申候へとも、とかく次第ニ尻重くなり候而こまり

入申候、参上之節ハ万事宜奉頼候、藍田も

無事ニ居申候、折々寄合吞申候、以上

〔第二十消息(安政二年五月卅日)〕一六・一×一二〇・三纏

(端裏書) 萩原広道(朱)(他筆)

静雄ノコトアリ(他筆)

(132) 廿日之御書、宿元公相達拝見仕候、

向暑之節御坐候所、弥御安靜被為在

珍重之至ニ奉存候、随而私方静枝君并

家内共無異消光仕候、乍憚御放念可被下候、

其前も御細書被下候へ共、折節伊勢路へ

罷出、其後少々取込事御坐候而罷帰、又々

当今京地へ登り再東遊企候なと二而、

貴答

案外遅引仕候段、さる方ニ御恕免可被下候、

○今年御登坂御延引ニ相成候由、扱々  
 残念ニ奉存候、正月の御登坂との事故、日々  
 御噂のミいたし今かと相待居申候、もしや  
 下拙留守へ御登二而ハ御都合もわるかるべくと、  
 其辺之事迄差含候而奉待候所、実以あへ  
 なく奉存候、静枝君御事被仰下、委曲  
 相心得申候、御同人御学業之事も、昨年ハ  
 色々間違、空敷暮果申候故詮方なし、  
 当春ハ少々御世話も可致存候へ共、兼而申上候通  
 下拙手を出候事ハ、迎も多忙ニ而相成不申候、  
 色々工夫仕候内、やかて御上坂との事故、夫も  
 (133) 又相止候内、空敷今か／＼とて半年相立申候、  
 扱々無念之至ニ御坐候、御帰国ニて儒者之方へ  
 御出候而読書ニても被成候由、さハかりの事ニ候ハ、  
 此方ニても容易ニ相頼取斗可申候処、  
 儒者之弟子ニ御成候事ハ老兄御きらひと  
 申事故、致方なく只いたつらに捨置候事ニ  
 御坐候、併かねても申上候通、愚妻共へ託し置候  
 事故、追々御なしみかさなり候ニ随ひ、  
 手ニ余り候など毎々申出候へとも、幼年之  
 御方、下拙きひしく御折檻申候てハ、くせわ  
 ろく相成候と存候而、一度も嚴責ハ下し不申候、  
 打捨置候へとも、此頃ニてハ大分増長之体相見え  
 候故、御帰郷を急候折節ニ御坐候、乍去折角  
 御登り之事、せめて天満夏祭ニても御覧  
 (134) 之上御帰被成候が宜なと、御噂いたし留置  
 申事ニ御坐候、乍去其内よき便も有之候ハ、  
 たしかなる人ニ託し御帰候様ニと妻へ申付置候、

今般下拙伊勢、尾張辺迄罷出候ニ付御同  
 道申可參歟、さらハ後之御為ニ少しは  
 相成候事も可有哉と存、且ハ留守ニてハ  
 弥女之手ニ制しかね候事杯も可有之と存  
 候へとも、又よく相考候へハ、御幼年之事ニ而  
 道さへしか／＼御歩行むつかしきよし、  
 殊ニ炎暑之中果而不妙と存、御本人ハ  
 御すゝみ被成候へ共、先々相止申候、左候ハ、  
 よき便ニ近々御帰候様取斗ハせ可申候、  
 何分ニも幼き人ニ、都会之風杯見習ハせ  
 申事、至而毒と存候へとも、右之始末ニ而  
 愚存之通ニいたしかね、呉々御気毒之至ニ  
 御坐候、尔後御上坂ニても、能々此辺之事  
 御深考御尤ニ奉存候、  
 ○金子氏此節若山逗留之由、伴雄より  
 申来候、今般之御両所ニもかけ違ひ、得逢  
 不申候、此御帰之節ニても、静枝君御同道被成候  
 て宜哉とも奉存候、  
 ○鶴屋事先達而一書到来、不相替  
 壯健之由珍重ニ御坐候、此度返事可遣候  
 へとも、多忙故貴家様へ申上置候、御通可被下候、  
 (135) 下拙方書物之代、段々延引ニ相成迷惑  
 致候故、乍気毒及催促候所、いまた三部も  
 うれ不申候由、左様之事ニ候ハ、其本早々  
 返され候様御通被下、急々私方へ御登し  
 可被下候、代物ハ二歩よりハ負られ不申候、  
 且ニ帙分之代巻両貴家様より被下候由、  
 いかなる御算用有之候哉不存候へ共、御きの

とくニ存候、何角御不都合ニ而今便ニも

不被下候由、承知仕候、御廻り合次第早々

御頼申上候、去年之地震已来、文人輩

散々よわり居申候、纔之代物ニも困入候情

景、宜御察し可被下候、扱右源氏ハ、本にて

被返候とも少しも不苦候、爰元にてハ金子

沢山御坐候へ共、本なくて困入居候間、少しも

迷惑ニハ相成不申候、いたまぬ様ニして早々

登され候様、御取斗可被下候、秋田屋方之

算用ハ随分取続被致候趣、左候ハ、安心仕候、

併何分算用相ハ、さつくと埒明候様なら

でハ先方のうけあしく、後々ニ至り大

なる商買相成申間敷と存候間、此意能々

御通置、物のらち早く明候様被致候而

可宜と存候、此段何となく御伝置可被下候、

(136) 上方之風俗、錦地辺とハ大ニ異にして、

何事も燃眉之急卒ニ埒明候事故、此処

さへよく吞込れ候ハ、商買向ハいか様共

相成可申と存候、

○重胤も先日一書さしこし申候、貴家様ハ

今以御絶音とやら申越候、四月上旬出候状ニ御坐候、

もハや御音信被成候哉、御口入之書生無事ニ

逗留候由、何とか被仰遣候て宜と奉存候、

同人事も薩摩浪人本田とやら申男ニ、

よほとかたられ候噂申越候、諸国徘徊之生徒

苦々敷事共度々承申候、歎息之至ニ御坐候、

八木立礼も江州へさまよひ居候処、百姓の

訴訟之しりおしをいたし、竟ニハとらへられ

京の牢ニ居候て、其後江戸へ引れ候よし、

馬鹿らしき事ニ御坐候、近来京山田泰平と

申もの、西へむけ出候様子、参候とも御とんちやく

被成ましく候、段々わろき事承候事也、其

外色々御坐候へ共、略し申候、岩坂登とか申者

貴家にも久しく居候由、先日御上坂を承ニ

下拙方迄及文通候、京にて段々聞候所、とかく

酒かわろきとかにて尻のすわらぬとの事也、

生徒ニハ随分御用心被成候て宜と存候也、

○萩御産物被下候由、毎々御配意奉謝候、留守にて

候由未拜味候、近々罷帰候而賞し可申候、

先ハ右御返事迄如斯御坐候、乍末御家内様へ

宜御伝声可被下候、恐惶不備

京より

五月卅日

広道

鈴木老雅伯

玉几下

尚々時氣折角御自愛奉祈候、以上

〔第二十一消息(安政四年八月廿日) 一五・六×三二糧

(139) 久々御音信承不申候、如何哉と折々

御噂申出居申候処、去ル十五日三田尻

五十君氏より之書状到着、承候へは

春來御母上様、御姉様共御病氣ニ

被為入候処、去ル五月令姉君御遠行、

打続閏月ニ御母堂御遠逝之由、

扱々驚入申候、右御病中御介抱之

御配意、尔後御愁傷之段深く  
奉遠察御気毒無申斗御坐候、

早々御慰問可申上候処、遠路一向ニ存  
不申、遅引仕候段、御宥恕可被下候、  
荆妻今も宜御悔申上候様申出候、折角  
御喪中御保護専要奉祈候、

恐惶頓首

八月廿日

萩原広道

拝

鈴木老雅伯

玉案下

〔第二十二消息（安政年間）〕 一五・六×二四・六糶

跋の手帋ハ中林竹洞と申老人、名高キ

文人画工にて御坐候、此人の著書いろく有、面白し

（141）此一書江州大津水原宗梁か作也、

序ニいふ大府又王ハ聖護院宮也とそ

今般摺上候故一冊進上仕候、御覧之上

御高評可被下候、宗梁ハ名高キ具

異姓の分家也

服屋岩城九右衛門か同家之者にて

三井八郎左衛門か弟ニ御坐候、所謂金客

にてかくまでの事ヲ案出候も奇ニ御坐候、

夫故近来懇意ニ仕候、愚評も少し

加へ置申候、此本書ハ写本之方ニ御坐候、

此外ニ長広、伴雄か評もありしかと名を出候を断しとそ  
是ハ上原甚太郎と申大津手代之

儒者なしり候を、野生と直養ニ

弁してくれと申候故、末ニ少々書添申候、

但し甚太郎ニハ見せざりしなるへし、

をかしき事故、序ニ入御覧申候、但し

此写本ハ御返し可被下候、かなつけ

をしたるハ宗梁かわさにて、野生ハ

やはり字音ニよみ候、俗文のつもり也、

其意にて御よみ可被下候、尤他へハ

御見せ被下ましく候、

直養も同断なり

武雄様

鹿蔵

〔第二十三消息（安政年間、九月十一日）〕 一七・四×二〇・二糶

（端裏書）萩原（朱）（他筆）

（143）乍略儀以一紙啓上仕候、秋冷之

節御坐候処、益御清適被成御座、

珍重之至奉大賀候、然ハ月次会

毎月十三日ニ相定候様、先日御議定

被下候処、荆婦播州へ罷出居申候、

今以帰来不申候間、来ル十七日ニ

御差延可被下奉頼候、此段御許

容可被下候、以上

九月十一日

萩原鹿蔵

〔第二十四消息(万延元年十月六日)〕 一五・三×五三・六糶

(端裏書) 萩原左筆(他筆)

(145) 弥御壯健可被成御坐、珍重奉存候、  
 扱先大人義御逝去ニ御坐候由、  
 残念無限可被思召候、此方にも  
 大ニ力をおとし申候、扱其後ハ如何  
 御暮被成候や、承度奉存候、当便  
 秋田屋之手代栄三郎ニ催促  
 致し候、段々之始末有之而、差遣し  
 申候、栄三郎ニ逢候様御引廻し  
 奉頼候、同人もさぞ迷惑ハいたす  
 べく候へ共、先大人うけニ御立之事  
 故、貴君様も又御引うけ可被下候、  
 委細は手代より可申上候、何分  
 宜奉頼候、  
 ○私病氣もやうく、此位ニて幾と  
 (146) 困入申候、それも左書ニて筆ヲ取  
 申候故、一向何もかゝれ不申、万事  
 なげやりニ仕候、御境界いかゝの御事  
 によ、ちと御聞せ可被下候、乍末筆  
 御母様ニよくく御申上可被下候、

恐惶謹言

十月六日

鹿左衛門

静枝様

〔第二十五消息(万延元年十二月朔日)〕 一六・六×七六・八糶

(端裏書) 萩原広道(他筆)

(148) 寒威之節ニ御坐候へ共、先以  
 御母子様とも御壯健ニ被為人、珍重  
 至極ニ奉存候、四月ニハ御隣家  
 之人御上坂ニ而御状被下、殊ニ  
 干餅七枚被下大ニ難有早々  
 拝味仕候、其御礼も可申上候処、  
 折節眼疾さし起り夏秋も  
 空しく打過、今に猶同様ニ而  
 大ニ当惑仕候、依之御書通も  
 得不申上失敬仕候、今般栄三郎  
 帰り候とて鳥渡立寄候ニ付  
 (149) 乍序御左右申上候、  
 一 栄三郎先年秋田ヤ太右衛門  
 と書物之出入致し候節、受ニ  
 立候御親父様と拙者ニ候処、  
 右之書物代物とも差おくり  
 不申とて、秋田屋不足被申越候ニ付、  
 拙子も唯今之身上ニ而、大ニ  
 当惑いたし候処、幸、去年十二月  
 栄三郎金五両さし出し、  
 外ニ少々書物之残もさし出候而、  
 (150) 少々ハ損失ニも相成候へとも、  
 先サツハリ致し候由、申参り候、

秋田ヤ

然ル処、当春とか広島之者

貴君様ニ、かの残りとり候とか

申候由承候へとも、最早秋田ヤ

右之通申候間、間違ハ無御坐候、

栄三郎とも申談し候処、決而

相済候よし申候間、御安心可被成候、

かの広島人ハ秋田ヤニ暇出し候

者ニ御坐候由承申候、

一 世間之様子兎ニ角ニ大ニ

かハリ申候、貴辺如何ニ候哉、難波

も先ハ平穩ニ御坐候、

御母様ニ能々御申上可被下候、

家内も宜しく申出候、

恐惶謹言

十二月朔日当賀 鹿左衛門

静枝様

玉几下

〔第二十六消息（文久年間、四月廿九日）一五・四×六六・八糶

（端裏書）萩原（他筆）

（153）朔日之御状十八日着、忝拝見仕候、益

御堅勝可被成御坐、珍重ニ奉存候、

御母様も御同事ニ被為入、益奉祝候、

扱私義も先無事ニ而相暮し居申候、

乍憚御消念可被下候、扱為御見舞

結構なる若海布たいく御越被下

難有奉存候、去歳も鮎沢山ニ御恵

下され重々難有次第ニ御坐候、其御礼も

不申上候而、不相済事ニ御坐候へ共、

兎角右之手不叶ニ而、今日はくくと

乍存、さて過候事ニ御坐候、此段真平

御恕免可被下候、

一 秋田屋分相尋申候栄三郎如何

被致候哉、嗚何角と迷惑ニハ可有と

存候事ニ御坐候、然れ共万事ニ付

かけ合いか致され候事ニや、何分

御聞つくり可被下奉頼候、書林ハ

（154）やめられ候共、残り物何々有之、その

あとハ云々してとなりとも不被申候てハ、

をり合申ましく哉、君ニハ何も御存

無之事ニ候へ共、先大人御うけニ御立

被成候事ニ候へハ、乍御面倒御ハたらき

可被下候、武嶋氏へも老通遣し

候へハ、乍御役介御届下され、かの

武嶋氏より何とか申出られ候事と

奉存候間、くれく御頼申候、此度ハ

（155）栄三郎へハ手昏遣し不申候間、

御ついてニ能々御申可被下候、

一 与介ハいか致し候哉、于今内へは帰り

不申候哉、御聞せ可被下候、もし内ニ居

申候は、数年之親切よろしく

御申可被下候、彼へも手昏ハ遣し不申候

間、くれく宜奉頼候、

右之外衝口如山御坐候へとも、得不申候

間、先草々如斯御坐候、随分御自愛  
專要ニ奉祈候、御母様へも乍憚  
宜御伝言可被下候、恐々謹言

四月廿九日 萩原鹿左衛門

(花押)

鈴木静枝様

「第二十七消息(年末詳)」一六・一×三三・三糧

(端裏書) 萩原(他筆)

(前欠)

(157) ○要害ヌマ 此訓考定めたる事侍らす、

試に申さハ沼の意にや、沼ハヌとのミ訓申事常なるにて

おもへハ、マハ彼此の中に間を取て要害にしたる今の堀の如き

ものを申意歟、さて其堀をヌマといふより、後にハ沼字をも

すべてヌマと訓たるニや、又ハヌマハもとよりヌといふと同義にて、

沼の意なるを、堀をほりて要害としたるより、沼ならぬ要害

をも凡てヌマと申にか、本末ハ今定めかたし、

○厳呪咀イツノ 此訓も定説としてハ侍らねと

嚴ハ例の齋清まつりたる意の借字但し嚴字ハ威嚴ナトノ意

本義ナルヲ、イツノナト云意に借タリト申意也、カシリの言ハ氣知の意歟、

氣ヲカと申類風、霞、影、陽炎の類猶あり、神のカも氣ノ意也、

さて氣を知て我物とし、其氣を以て人を圧倒する術なるべし、

呪咀ノ字ハ、其圧倒する時口に誦する事を本にていひたる字にて、

事狭くよくハ当らざるへし、

○甚ニハサ 此言ノ意おのれも思ひ得ず、古言トハ聞え侍り、

○同悪者匈匈十数群旧訓オナシクアシクアリシモノ ○イヒヲハリツ、○

トタムヲハカリアリ 今改、サレドオナジクアシカルモノ ○サヤギツ、○

此訓も疑しき事御同様なり、但し

而字を上句へ附て已滅ステニホロビテ而と訓てハ意聞えず、而ハシカレトと

よみて下へツ、クへし、同悪者ハ魁賊と同悪ノ者也、アシクアリシと

よみてハ少しいかゞ也、さて匈々ハ喧頌ノ自なれハイヒヲリツ、とあるハ

言居乍ノ意なるへけれど、イヒヲルなといひてハ形容かなハぬニヤ、

サヤギツ、と訓へし、がやぐとさわかしくいふ意也、イヒヲハリとあるハ、

ふつニ考へきよしなし、匈々ノ字ニ中らされハ誤なるへし、

十数群ハ、文字の置さま少しいかゞなれと、十数ハたゞ多人

数の意までにて、十屯トタムヲなど数をさしたる意にてハなし、されハ

サハニイハメリと訓てかなふへくや、

○飴タカネ 未詳 手養カヒイネ稻ノ畧歟、サレトイカ、ナルへし、是ハセンカタナサニ申ノミ也、

右倉卒なから記し付て入御覽申候、いつれも未定之

僻案なれと、所存を不申上も却而恐入候間、試ニ記し申候、

御用捨可被下候、惣体紀ノ訓ハふるき物ニ御坐候へとも

殊外用ひさまを心得ぬ人の、押而つけたる体ニ見えて

情態のはつれたる事多く御坐候へハ、聞えぬ所は

前後の文体と漢字の義を御考被成候而、御かへ被成候ハてハ

通暢難仕と奉存候、然れとも又間ニハ甚古き語も御坐候而

いはゆる鶏肋ものニ御坐候、頓首

広みち

鈴木翁

玉几下

(貼紙) 東大寺(印)